



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|-----|-------------------------|------------|---|
| 640 | 土砂災害警戒区域の指定 | (砂防課)..... | 1 |
| 641 | 〃 | (〃)..... | 1 |
| 642 | 〃 | (〃)..... | 2 |
| 643 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (〃)..... | 2 |
| 644 | 〃 | (〃)..... | 3 |
| 645 | 〃 | (〃)..... | 4 |

告 示

和歌山県告示第640号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 土砂災害警戒区域の名称
善田（537）、雨山（538）、野田原（539）、高原（576）
- 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第641号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年11月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 土砂災害警戒区域の名称
南畑（160）、下浦（288）、桂瀬（297）、花野源（399）、オンジ（430）、西野（519）、津川（530）、高畑（570）、上浦（574・609）、石ヶ峰（575・610）、寺原2（292）、寺原3（384）、東谷（520）、上ゲ井（522）、箕六（525）、箕六南（527）、三尾川（529）、梅本（566）、坂本3（568）、滝

の川(572・608)、鮎の原(573)、谷(12)、下隠地2(289)、下隠地1(291)、今西(400)、向原(431)、三谷(437)、切穴(438)、楡の木(439)、谷2(440)、永谷(521)、松ヶ峯(524)、毛原中(526)、西の川(299)、中津川(303)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第642号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年11月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

星川(542)、新体(543)、東谷(577)、嶺出(606)、星川3(619)、滝(248)、西渋田1(36)、広野(143)、大畑2(243)、大畑1(250)、短野(254)、西渋田2(554)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第643号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年11月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

大谷川(4-204-1-048-1)、大谷川(4-204-1-048-2)、出崎谷川(4-204-2-010)、あゆ南谷川(4-204-3-005)、前の川(4-204-1-005)、奥北谷川(4-204-2-001)、奥上谷川(4-204-2-002)、弓場南谷川(4-204-2-003)、星越池南谷川(4-204-3-003)、星尾上之蔵(I-3713)、星尾上之蔵(1)(II-3018)、星尾上之蔵(2)(II-3019)、星尾上之蔵(3)(II-3020)、星尾上之蔵(4)(II-3021)、星尾大谷(III-1526)、星尾(101)(II-40460)、初島(I-687)、森田(I-688)、瀬之

谷・初島(2)(I-689)、里東山(II-3002)、初島町里(101)(II-40461)、初島町里(102)(II-40462)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域の名称

里青木(II-3001)

- (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第644号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年11月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

南部川右支溪(5-388-1-012)、南部川左支溪(5-388-1-017)、南部川左支溪(5-388-1-018)、南部川左支溪(5-388-1-019)、南部川左支溪(5-388-2-045)、市井川左支溪(5-388-2-022)、市井川左支溪(5-388-2-908)、南部川支溪(5-388-1-001-1)、南部川支溪(5-388-1-001-2)、南部川支溪(5-388-2-001)、南部川支溪(5-388-2-046)、島之瀬7(I-1292)、島之瀬(I-4072)、島之瀬2(II-4852)、島之瀬4(II-4868)、島之瀬5(II-4875)、広野笹里3(II-4893)、島之瀬観解由寺(II-4894)、東神野川14(III-2701)、島之瀬(101)(II-50557)、市井川3(I-4067)、市井川4(I-4077)、土井1(II-4807)、土井2(II-4808)、土井(101)(II-50558)、土井(102)(II-50559)、土井(103)(II-50560)、土井(104)(II-50561)、土井(105)(II-50562)、実相寺(I-1250)、筋(I-1252)、大神宮前(2)(II-4929)、北小谷(II-4925)、広野2(II-4871)、広野笹里1(II-4883)、広野笹里2(II-4892)、筋(101)(II-50653)、筋(103)(II-50655)、筋(104)(II-50656)、谷口(101)(II-50657)、広野(101)(I-50241)、広野(102)(II-50658)、広野(103)(II-50659)、熊岡(101)(II-50660)、熊岡(102)(II-50661)、熊岡(103)(II-50662)、熊岡(104)(II-50663)、熊岡(105)(II-50664)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

筋(102)(Ⅱ-50654)、熊岡(106)(Ⅱ-50665)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第645号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年11月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

日高川左支溪(5-386-1-017)、日高川左支溪(5-386-1-018)、田上谷(5-386-1-019)、湯の谷(5-386-1-020)、弥谷川右支溪(5-386-2-001)、日高川右支溪(5-386-2-006)、日高川左支溪(5-386-2-050)、西の谷(5-386-2-051)、弥谷(Ⅰ-1050)、浅間1(Ⅰ-1067)、上越方(Ⅰ-1068)、中垣内前1・中垣内前2(Ⅰ-1070)、中切レ(1)・中切レ2(Ⅰ-1071)、上の段1(Ⅰ-1072)、熊野川中垣内前(Ⅰ-4000)、皆瀬下越方(Ⅰ-4001)、滝頭3(Ⅰ-4003)、熊野川上ノ段1(Ⅰ-4004)、熊野川上ノ段2(Ⅰ-4005)、弥谷2(Ⅱ-4423)、浅間3(Ⅱ-4459)、上越方1(Ⅱ-4465)、上越方2(Ⅱ-4466)、浅間4(Ⅱ-4469)、熊野川5・中切レ(2)(Ⅱ-4521)、熊野川上ノ段3(Ⅱ-4531)、滝頭(Ⅱ-4532)、熊野川上ノ段4(Ⅱ-4533)、熊野川友渕3(Ⅱ-4537)、熊野川友渕4(Ⅱ-4541)、上の段(Ⅱ-9002)、弥谷(101)(Ⅱ-50544)、浅間(101)(Ⅱ-50620)、浅間(102)(Ⅱ-50621)、熊野川(101)(Ⅱ-50622)、弥谷(Ⅲ-2627)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設

部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)